(5)　私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者　その同法に規定する標準報酬月額と、同法に規定する標準賞与額の平成二十八年度の合計額を同年度の加入月数で除して得た額との合計額が、十万千円に満たない者及びその被扶養者

(6)　国民健康保険法附則第十条第三項の規定により厚生労働大臣が定める国民健康保険組合の組合員　その健康保険法に規定する標準報酬月額に相当するものとして厚生労働省令で定めるものと、同法に規定する標準賞与額に相当するものとして厚生労働省令で定めるものの平成二十八年度の合計額を同年度の加入月数で除して得た額との合計額が、十万千円に満たない者及びその被扶養者

ロ　特定加入者である者の見込数に、特定加入者である者の数及び後期高齢者支援金の額の状況を勘案して政令で定める割合を乗じて得た数

ハ　前期高齢者である加入者（特定加入者である者を除く。）の見込数

ニ　前期高齢者である加入者のうち特定加入者である者の見込数に特定加入者である者の数及び後期高齢者支援金の額の状況を勘案して政令で定める割合を乗じて得た数

附則第十三条の六第四号中「前期高齢者に係る加入者割後期高齢者支援金の概算額に係る概算調整対象基準額」を「前期高齢者に係る補正後加入者割後期高齢者支援金の概算額に係る概算調整対象基準額」に、「係る前期高齢者に係る加入者割後期高齢者支援金の概算額」を「係る前期高齢者に係る補正後加入者割後期高齢者支援金の概算額」に、「概算加入者調整率」を「補正後概算加入者調整率」に改め、同条に次の二項を加える。

2　前項第二号イの加入月数は、健康保険法の規定による被保険者、船員保険法の規定による被保険者、国家公務員共済組合法に基づく共済組合の組合員、地方公務員等共済組合法に基づく共済組合の組合員、私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者又は国民健康保険法附則第十条第三項の規定により厚生労働大臣が定める国民健康保険組合の組合員であつた期間として、それぞれ厚生労働省令で定めるところにより算定した月数とする。

3　第一項第四号の補正後概算加入者調整率は、厚生労働省令で定めるところにより、平成二十八年度における全ての保険者に係る加入者の見込総数に対する前期高齢者である加入者の見込総数の割合を補正後前期高齢者加入見込率（その率が第三十四条第四項に規定する下限割合に満たないときは、当該下限割合とする。）で除して得た率を基礎として被用者保険等保険者ごとに算定される率とする。

附則第十三条の七第一号中「（次号において「前期高齢者加入率」という。）」を削り、同条第二号を次のように改める。

二　平成二十八年度における当該被用者保険等保険者に係る附則第十四条の十第一項第一号に規定する補正後確定加入者割後期高齢者支援金額に、同年度における当該被用者保険等保険者に係るイに掲げる数とロに掲げる数との合計（同項において「補正後加入者数」という。）に対するハに掲げる数とニに掲げる数との合計の割合を基礎として被用者保険等保険者ごとに算定される率（次項において「補正後前期高齢者加入率」という。）を乗じて得た額（第四号及び附則第十三条の九第一項第二号において「前期高齢者に係る補正後加入者割後期高齢者支援金の確定額」という。）

イ　加入者（特定加入者である者を除く。）の数

ロ　特定加入者である者の数に、特定加入者である者の数及び後期高齢者支援金の額の状況を勘案して政令で定める割合を乗じて得た数

ハ　前期高齢者である加入者（特定加入者である者を除く。）の数

ニ　前期高齢者である加入者のうち特定加入者である者の数及び後期高齢者支援金の額の状況を勘案して政令で定める割合を乗じて得た数

附則第十三条の七第四号中「前期高齢者に係る加入者割後期高齢者支援金の確定額に係る確定調整対象基準額」を「前期高齢者に係る補正後加入者割後期高齢者支援金の確定額に係る確定調整対象基準額」に、「係る前期高齢者に係る加入者割後期高齢者支援金の確定額」を「係る前期高齢者に係る補正後加入者割後期高齢者支援金の確定額」に、「確定加入者調整率」を「補正後確定加入者調整率」に改め、同条に次の一項を加える。

2　前項第四号の補正後確定加入者調整率は、厚生労働省令で定めるところにより、平成二十八年度における全ての保険者に係る加入者の総数に対する前期高齢者である加入者の総数の割合を補正後前期高齢者加入率（その率が第三十四条第四項に規定する下限割合に満たないときは、当該下限割合とする。）で除して得た率を基礎として被用者保険等保険者ごとに算定される率とする。

附則第十三条の八第一項第二号中「前期高齢者に係る加入者割後期高齢者支援金の概算額に係る概算調整対象基準額」を「前期高齢者に係る補正後加入者割後期高齢者支援金の概算額に係る概算調整対象基準額」に、「前期高齢者に係る加入者割後期高齢者支援金の概算額を」を「前期高齢者に係る補正後加入者割後期高齢者支援金の概算額を」に改め、同項第四号中「特例退職被保険者等に係る前期高齢者に係る加入者割後期高齢者支援金の概算額に係る概算調整対象基準額」を「特例退職被保険者等に係る補正後加入者割後期高齢者支援金の概算額に係る概算調整対象基準額」に改め、同条第三項中「特例退職被保険者等に係る前期高齢者に係る加入者割後期高齢者支援金の概算額に係る概算調整対象基準額」を「特例退職被保険者等に係る補正後加入者割後期高齢者支援金の概算額に係る概算調整対象基準額」に、「前期高齢者に係る加入者割後期高齢者支援金の概算額に係る概算調整対象基準額に」を「前期高齢者に係る補正後加入者割後期高齢者支援金の概算額に係る概算調整対象基準額に」に改め、同条第四項第二号中「特例退職被保険者等に係る前期高齢者に係る加入者割後期高齢者支援金の概算額に係る概算調整対象基準額」を「特例退職被保険者等に係る補正後加入者割後期高齢者支援金の概算額に係る概算調整対象基準額」に改める。

附則第十三条の九第一項第二号中「前期高齢者に係る加入者割後期高齢者支援金の確定額に係る確定調整対象基準額」を「前期高齢者に係る補正後加入者割後期高齢者支援金の確定額を」に改め、同項第四号中「特例退職被保険者等に係る前期高齢者に係る加入者割後期高齢者支援金の確定額に係る確定調整対象基準額」を「特例退職被保険者等に係る前期高齢者に係る補正後加入者割後期高齢者支援金の確定額に係る確定調整対象基準額」に改め、同条第三項中「特例退職被保険者等に係る前期高齢者に係る加入者割後期高齢者支援金の確定額に係る確定調整対象基準額」を「特例退職被保険者等に係る補正後加入者割後期高齢者支援金の確定額に係る確定調整対象基準額」に、「前期高齢者に係る加入者割後期高齢者支援金の確定額に係る確定調整対象基準額に」を「前期高齢者に係る補正後加入者割後期高齢者支援金の確定額に係る確定調整対象基準額に」に改め、同条第四項第二号中「特例退職被保険者等に係る前期高齢者に係る加入者割後期高齢者支援金の確定額に係る確定調整対象基準額」を「特例退職被保険者等に係る補正後加入者割後期高齢者支援金の確定額に係る確定調整対象基準額」に改める。

附則第十四条の九第一項第一号を次のように改める。

一　被用者保険等保険者に係る補正前概算後期高齢者支援金総額を全ての被用者保険等保険者に係る補正後加入者見込数の総数で除して得た額に、厚生労働省令で定めるところにより算定した平成二十八年度における当該被用者保険等保険者に係る補正後加入者見込数及び概算後期高齢者支援金調整率を乗じて得た額（以下この条において「補正後概算加入者割後期高齢者支援金額」という。）に三分の一を乗じて得た額